

島田市規則第4号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年2月10日

島田市長 染谷 絹代

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年島田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は第2項」を「、第2項又は第5項」に改める。

第5条中「第11条又は第12条」を「第11条第1項、第13条第1項又は第14条」に改める。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。